

『獣医衛生・動物愛護管理業務必携』

正誤及び追補について

弊社刊行の「獣医衛生・動物愛護管理業務必携」の第2巻の本文中、以下の箇所にて誤りがございました。お詫びして訂正させていただきます。(2019年10月7日更新)

○東京都環境衛生関係不利益処分取扱要綱 ・平成27年3月17日26福保健環第1270号 改正現在

該当頁	該当箇所	誤	正	備考
3925	下から1行目	得ず、 <u>営業</u> を継続させることが不相当と認められるとき。	得ず、 <u>営業等</u> を継続させることが不相当と認められるとき。	2019/10/07 更新
3929	上から1行目	<u>水道法第36条第2項に定める勧告(知事が権限を有するものに限る。)</u>	<u>(削除)</u>	
3929	下から12行目と11行目	(追加)	<u>化製場等に関する法律第9条第5項により準用する同法第7条に定める使用の制限命令又は禁止命令</u>	

追録63号補遺

○東京都環境衛生関係不利益処分取扱要綱(昭和50年12月1日50衛環環第2391号)

・平成31年4月1日30福保健環第1538号 改正現在

○東京都環境衛生関係不利益処分取扱要綱実施要領(平成20年4月1日20福保健衛第138号)

・平成31年4月1日30福保健環第1539号 改正現在

次葉以降参照

○東京都環境衛生関係不利益処分取扱要綱

(昭和50年12月1日 50衛環環第2391号)

改正 平成16年4月1日15健地衛第1210号 平成18年8月14日18福保健衛第364号
平成20年4月1日20福保健衛第138号 平成27年3月17日26福保健環第1270号
平成31年4月1日30福保健環第1538号

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、別表1に掲げる環境衛生関係法令（以下「関係法令」という。）の諸規定に基づき、営業許可の取消し、又は営業の停止その他必要な不利益処分（以下「処分」という。）について必要な事項を定めるものとする。ただし、他に特別な定めがあるときは、この限りでない。

(基本原則)

第2条 処分は、時期を失することなく、的確かつ厳正に行わなければならない。

第2章 処分の適用

(必要措置命令等)

第3条 別表2に掲げる、使用禁止命令、使用制限命令及び必要措置命令等（以下「必要措置命令等」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 施設の構造設備基準の違反に対し、危害の発生の防止、又は適正な営業の確保を図るため必要があると認められるとき。
- (2) 営業施設の維持管理基準その他営業行為の違反に対し、危害の発生の防止、又は適正な営業の確保を図るため、特定の行為について作為又は不作為を命じる必要があると認められるとき。
- (3) 旅館業法の規定に違反して旅館業が営まれている場合であって、当該旅館業を営む者（旅館業の許可を受けた者を除く。以下本条及び次条において「旅館業無許可営業者」という。）に対し、当該旅館業が営まれることによる公衆衛生上の重大な危害の発生若しくは拡大又は著しく善良の風俗を害する行為の助長若しくは誘発を防止するため緊急に措置をとる必要があると認められるとき。

D
動
②
六
四

三
九
三

2 前項の命令は、その目的を達成するため、必要な期限及び範囲を定めて行う。

(営業停止等)

第4条 別表3に掲げる、営業停止、業務停止及び閉鎖命令等(以下「営業停止命令等」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 構造設備基準の違反に対し、前条に定める命令によって、危害の発生の防止、又は適正な営業の確保を図ることができないと認められるとき。
- (2) 維持管理基準その他営業行為の違反に対し、前条に定める命令によって、危害の発生の防止、又は適正な営業の確保を図ることができないと認められるとき。
- (3) 関係法令において前条に定める必要措置命令等の規定がなく、危害の発生の防止、又は適正な営業の確保を図ることができないと認められるとき。
- (4) 理容師法に規定する理容師、美容師法に規定する美容師又はクリーニング業法に規定する営業者若しくはその使用者で洗濯物の処理若しくは受取及び引渡し業務に従事するものが伝染性の疾病にかかり、その就業が公衆衛生上不適当と認められるとき。
- (5) 旅館業法に規定する営業者、使用者及び法人の役員等が同法第8条各号に定める罪を犯したとき。
- (6) 旅館業無許可営業者に対し、前条に定める命令によって、当該旅館業が営まれることによる公衆衛生上の重大な危害の発生若しくは拡大又は著しく善良の風俗を害する行為の助長若しくは誘発を防止することができないと認められるとき。
- (7) 旅館業無許可営業者に対し、当該旅館業が営まれることによる公衆衛生上の重大な危害の発生若しくは拡大又は著しく善良の風俗を害する行為の助長若しくは誘発を防止するため緊急に営業停止命令を行う必要があると認められるとき。

2 営業停止命令等の処分期間は、次の各号による。

- (1) 構造設備上の措置事項違反等で物理的に改善可能なものの処分期間は、当該是正措置を講じるのに必要と認められる相当の期間とする。
- (2) 理容師法、美容師法及びクリーニング業法の規定により、伝染性の疾病にかかったことによる業務停止命令処分期間は、これらの危害発生が消滅するに要すると認められる相当期間とする。
- (3) その他前二号に掲げるもの以外の業務上の遵守事項違反に係るものの処分期間は、5日以上40日未満とする。処分期間の加算又は減算を行う場合もこの範囲内で行う。

D
動
②
六
四

三
九
二
四

(処分期間の加算)

第5条 次の各号に該当するときは、営業停止命令等の処分期間を加算することができる。

(1) 過去の営業停止命令等の処分を受けた日から2年以内に同種の違反条項により、営業停止命令等の処分を受けたもの

(2) 違反内容が悪質で処分期間を加算する必要があるもの

2 前項の処分期間の加算は、第1号については、その期間の2分の1、第2号については、その期間の2分の1以内の範囲において行うものとする。

(処分期間の減算)

第6条 次の各号に該当するときは、営業停止命令等の処分期間を減算することができる。

(1) 当該違反行為について、他の法令による罰則の適用又は処分を受け、その執行が終わり、情状にしんしゃくすべきものがあるとき。

(2) 第3章に定める併合処分を行う場合であって、しんしゃくすべき情状があるとき又は他の処分に比して均衡を失すると認められるとき。

(3) その他、前2号に類するもので、しんしゃくする理由があると認められるとき。

(4) 処分が行われる以前に営業者において自主的に休業し、若しくは施設の一部又は関係設備の使用を停止し(以下、「自主休業等」という。)健康被害の拡大防止等の措置を行ったとき。

(5) 施設の構造設備及び維持管理上の問題で感染症等の事故を引き起こした場合であって、その原因が判明しており、危害の除去がなされ、再発のおそれがないとき。

2 前項の処分期間の減算は、第1号については、その期間の2分の1以内、第2号については、併科する処分期間のうち最も期間の短い違反に係る処分期間の3分の1以内、第3号については、その期間の3分の1以内、第4号については、自主休業等を行った日数、第5号については、その期間の3分の2以内とする。

(加算又は減算の取扱い)

第7条 前2条の規定により処分日数の加算又は減算に際して、加算すべき日数に端数があるときは、その端数を切り捨て、減算すべき日数に端数があるときは、これを切り上げる。

2 前2条の規定による処分日数の加算及び減算すべき事由が重なった場合は、加算規定のみを適用する。

(許可等の取消)

第8条 別表4に掲げる関係法令に基づく、許可、登録及び免許等（以下「許可等」という。）の取消しは、次の各号のいずれかに該当した場合に行う。

- (1) 30日以上営業停止命令等の処分を受けた後、6月以内に更に同一事項の違反行為があったとき。
- (2) 営業停止命令等の処分によって違反の状態が改善される見込みがなく、危害発生のおそれがあり、営業を継続させることが不相当と認めるとき。
- (3) 違反内容が悪質で改善についての意欲がなく、営業上等の安全確保の責任を持ち得ず、営業等を継続させることが不相当と認められるとき。
- (4) 事前許可を受けた普通公衆浴場であって、正当な理由もなく許可条件として附された期日までに営業を開始しないとき。
- (5) 温泉法に規定する登録分析機関が同法第25条各号に定める事項に該当したとき。
- (6) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に規定する登録業者が、同法第12条の2第2項に定める登録の基準に該当しなくなったとき。
- (7) クリーニング業法に規定するクリーニング師が同法の規定に基づき、罰金以上の刑に処せられたとき。

第3章 複数処分の適用

(併合処分)

第9条 同種又は異なる二つ以上の違反がある場合は、各違反行為ごとに処分を行い、これを併合して適用（以下「併合処分」という。）する。

2 併合処分の中の一処分に許可等の取消しがあるときは、他の処分は行わない。

(けん連違反)

第10条 違反の手段又は結果が他の処分事項にも該当する場合は、その最も重い事由について処分を行う。

第4章 処分の手続

(上申)

第11条 保健所長は、その権限に属するものを除き、処分が必要と認めるときは、知事にその旨を上申しなければならない。

(報告)

第12条 保健所長は、処分の執行があったときには、処理経過を速やかに知事に報告するものとする。

(聴聞及び弁明の機会の付与)

第13条 知事は、処分を執行しようとする場合には、行政手続法（平成5年法律第88号）及び東京都行政手続条例（平成6年東京都条例第142号。以下「行政手続条例」という。）の規定に基づき、次の各号の区分に従い、意見陳述のための手続を経るものとする。ただし、公益上、緊急に処分を行う必要があるときは、当該手続を経ずに行うことができる。

(1) 聴聞

ア 許可等の取消し

イ その他知事が必要と認めるとき

(2) 弁明の機会の付与

前号に該当しないもの

第5章 罰則の適用

(告発)

D
動
②
六
四

第14条 本要綱に基づく処分のほか、関係法令に定める罰則を適用する必要があると認めるときは、捜査機関あて書面により告発するものとする。

第6章 その他

(実施要領)

第15条 この要綱の取扱実施要領は、別に定める。

(基準の細目)

三
九
二
七

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の運用上必要があるときは、別途処分事由ごとに基準の細目を定めることができる。

附 則

この内規は、昭和50年12月1日から施行する。

別表 1 (第 1 条関係)

理容師法 (昭和22年法律第234号)
墓地、埋葬等に関する法律 (昭和23年法律第48号)
温泉法 (昭和23年法律第125号)
興行場法 (昭和23年法律第137号)
旅館業法 (昭和23年法律第138号)
公衆浴場法 (昭和23年法律第139号)
化製場等に関する法律 (昭和23年法律第140号)
クリーニング業法 (昭和25年法律第207号)
美容師法 (昭和32年法律第163号)
水道法 (昭和32年法律第177号)
建築物における衛生的環境の確保に関する法律 (昭和45年法律第20号)
胞衣及び産汚物取締条例 (昭和23年東京都条例第48号)
動物質原料の運搬等に関する条例 (昭和33年東京都条例第 3 号)
プール等取締条例 (昭和50年東京都条例第22号)
東京都小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例 (平成14年東京都条例第169号)

D
動
②
六
四

別表 2 (第 3 条関係)

墓地、埋葬等に関する法律第19条に定める施設の整備改善命令、使用制限命令及び
使用禁止命令
温泉法第18条第 5 項に定める変更命令
温泉法第30条に定める指示
温泉法第31条第 2 項に定める利用の制限又は措置の命令
旅館業法第 7 条の 2 各項に定める措置命令
化製場等に関する法律第 6 条の 2 に定める措置命令
化製場等に関する法律第 8 条により準用する同法第 6 条の 2 に定める措置命令
化製場等に関する法律第 9 条第 5 項により準用する同法第 6 条の 2 に定める措置命
令
クリーニング業法第10条の 2 に定める措置命令
水道法第36条第 1 項に定める改善の指示 (知事が権限を有するものに限る。)

三
九
二
八

水道法第36条第3項に定める措置の指示
建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条に定める措置命令、使用停止命令及び使用制限命令
胞衣及び産汚物取締条例第23条に定める命令
動物質原料の運搬等に関する条例第19条に定める措置命令
プール等取締条例第8条に定める措置命令
東京都小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例第10条に定める措置命令

別表3（第4条関係）

理容師法第10条第2項に定める業務停止命令
理容師法第14条第1項に定める閉鎖命令
理容師法第14条第2項に定める閉鎖命令
興行場法第6条に定める営業停止命令
旅館業法第7条の2第3項に定める営業停止命令
旅館業法第8条に定める営業停止命令
公衆浴場法第7条第1項に定める営業停止命令
化製場等に関する法律第7条に定める使用の制限命令又は禁止命令
化製場等に関する法律第8条により準用する同法第7条に定める使用の制限命令又は禁止命令
化製場等に関する法律第9条第5項により準用する同法第7条に定める使用の制限命令又は禁止命令
クリーニング業法第9条に定める業務停止命令
クリーニング業法第11条に定める営業停止命令又は閉鎖命令
美容師法第10条第2項に定める業務停止命令
美容師法第15条第1項に定める閉鎖命令
美容師法第15条第2項に定める閉鎖命令
水道法第37条に定める給水停止命令（知事が権限を有するものに限る。）
胞衣及び産汚物取締条例第24条に定める業務停止命令
動物質原料の運搬等に関する条例第19条に定める営業停止命令又は運搬容器の使用停止命令

D
動
②
六
四

三
九
二
九

プール等取締条例第8条に定める使用停止命令

東京都小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例第11条に定める給水停止命令

別表4（第8条関係）

墓地、埋葬等に関する法律第19条に定める許可取消し

温泉法第25条に定める登録取消し

温泉法第31条第1項に定める許可取消し

興行場法第6条に定める許可取消し

旅館業法第8条に定める許可取消し

公衆浴場法第7条第1項に定める許可取消し

化製場等に関する法律第7条に定める許可取消し

化製場等に関する法律第8条により準用する同法第7条に定める許可取消し

化製場等に関する法律第9条第5項により準用する同法第7条に定める許可取消し

クリーニング業法第12条に定める免許取消し

水道法第35条に定める認可の取消し（知事が権限を有するものに限る。）

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の4に定める登録取消し

胞衣及び産汚物取締条例第24条に定める許可取消し

動物質原料の運搬等に関する条例第19条に定める許可取消し

プール等取締条例第9条に定める許可取消し

D
動
②
六
四

三
九
三
〇

○東京都環境衛生関係不利益処分取扱要綱実施要領

(平成20年4月1日 20福保健衛第138号)

最終改正 平成31年4月1日 30福保健環第1539号

1 目的

この要領(以下、「要領」という。)は、東京都環境衛生関係不利益処分取扱要綱(昭和50年12月1日付50衛環環第2391号)(以下「要綱」という。)第15条の規定に基づき、要綱の円滑な運用を図るための手続及び関連事項等について定めることを目的とする。

2 用語

この要領で使用する用語は、別に定めるものを除き、要綱で使用する用語の例による。

3 違反事実の確認

(1) 環境衛生監視員(以下「監視員」という。)は、関係法令に違反する事実を発見したときは、その違反事実を次により確認するものとする。

ア 違反事実確認書(様式第1号)

イ 試験検査を要するものは、その検査成績書

(2) 違反事実確認の時期は、監視員が違反事実を発見したときとする。ただし、試験検査を要するものにあつては、原則として検査結果が判明したときとする。

(3) 監視員は、違反事実に基づく処分の判断等のため必要がある場合は、当該業者及び関係者から事情を聴取することができる。

4 処分の命令

要綱に定める処分は次の命令書により行う。

なお、命令書の定めのないものについては、適宜、必要事項を記載した書面を作成し、これにより行う。

(1) 営業停止命令書(要綱第4条、様式第2号)

(2) 業務停止命令書(要綱第4条、様式第3号)

- (3) 閉鎖命令書（要綱第4条、様式第4号）
- (4) 営業許可取消命令書（要綱第8条、様式第5号）
- (5) 免許取消命令書（要綱第8条、様式第6号）
- (6) 使用禁止（制限）命令書（要綱第3条、様式第7号）
- (7) 改善命令書（要綱第3条、様式第8号）

5 処分の通知

保健所長は、その権限に属するものを除き、次に掲げる不利益処分事案送付書（様式第9号）及び関係する証拠書類を局長に通知するものとする。

なお、これらの書類の写しを送付する場合には、必ず原本と相違ない旨の表示をすること。

(1) 不利益処分事案送付書

ア 送付書の「事実の概要」には、違反内容の事実を明確に記載すること。

イ 「事実に対する措置」には措置経過を記載すること。

ウ 「過去における不利益処分及び違反の有無とその概要」には、過去2年間における処分及び違反について、その内容、年月日、経過措置等を記載すること。

エ 「情状及び意見」欄には違反を犯すに至った経緯状況、本人の性状、常習性の有無等及び保健所長の意見を記載すること。

(2) 違反事実確認書

(3) 監視員の違反事実確認報告書（様式第10号）及び環境衛生注意指導票（様式第11号）

(4) 検査成績書

(5) その他、当該違反を証明するもの又は処分の加算及び減算に関する情状等に参考になる書類等

6 処分の加算及び減算

処分は環境衛生上の安全保持のために行う必要な措置であって、特に処分期間の加算及び減算については濫用すべきではなく、具体的事由に基づき慎重かつ公正に行うものとする。保健所長は、不利益処分期間の加算及び減算が必要ときは、上記4(1)の不利益処分事案送付書の「意見」欄にその理由を詳述すること。

7 聴聞

聴聞は、行政手続法及び東京都行政手続条例並びに聴聞及び弁明の機会の付与に

D
動
②
四
五

三
九
三
二

関する規則（平成6年東京都規則第169号。以下「規則」という。）に従い、次により行う。

(1) 聴聞の主宰者

聴聞の主宰者は、不利益処分主管部の処分担当課以外の課の課長とする。

(2) 聴聞の開催通知

ア 主宰者が被聴聞者に開催通知書を送付する場合は、保健所長を通じて行う。

イ 開催通知は、当該業者又は代理人に直接手渡すこととし、受領書を徴する。

(3) 関係職員の出席

主宰者は、聴聞を開催するにあたり、処分事案関係職員の出席を求めるものとする。

(4) 聴聞の運営

聴聞は次の順序により行う。

ア 開会

聴聞の開催に当たり、主宰者は、行政手続法第13条第1項第1号又は行政手続条例第13条第1項第1号に基づく聴聞を開催する旨を宣する。

イ 被聴聞者の確認

主宰者は、被聴聞者の営業所所在地、名称、経営者住所及び氏名を確認する。

ウ 代理人の確認

聴聞に当該業者が出席せず、その代理人が出席した場合は、主宰者は、規則第5条に規定する代理人の資格を証明するための書面により確認する。

エ 聴聞の趣旨説明

主宰者は、被聴聞者に、当該聴聞が処分に当たって、当該業者に有利となる弁明を与える機会である旨を告げる。

オ 違反事実の確認

主宰者又は主宰者の指名する職員は、予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となる事実を被聴聞者に説明し、違反事実と相違ないか被聴聞者に確認する。

カ 参考事項の聴取

主宰者は、違反事実に対する間接的要件、情状等、参考となる弁明を聴取

し、証拠書類等の提出を求めることができる。

キ 閉会

主宰者は、当事者の弁明が終了したと判断したとき、聴聞を閉会する旨を宣する。

ク 聴聞調書

主宰者は、規則第14条に規定する聴聞調書を作成し、記名押印する。

ケ 報告書

主宰者は、規則第15条に規定する報告書を作成し、記名押印のうえ、局長に提出する。

8 弁明の機会の付与

弁明の機会の付与は、規則に従い、次の各項により行う。

(1) 弁明の機会の付与の方式

弁明は口頭であることを認めたときを除き、弁明を記載した書面の提出により行う。

(2) 弁明書による弁明

ア 規則第17条の規定による付与通知の書面は、原則として、保健所所管課長が当該業者又は当該営業に責任のある地位にある者に手渡すとともに、受領書を徴する。

イ 弁明書は、保健所所管課に提出するものとする。

(3) 口頭による弁明

ア 開催の通知

7(2)イの規定は、口頭による弁明の開催通知等について準用する。

イ 口頭による弁明を録取する者

弁明を口頭であることを認めたときは、処分担当課の課長の指名する職員(以下「弁明録取者」という。)が、弁明を録取する。

ウ 弁明調書の提出

弁明録取者は、規則第19条に規定する弁明調書を作成し、知事が処分権限を有するものは、局長に、保健所長が処分権限を有するものは、保健所長に提出する。

9 処分の執行

(1) 処分の決定

ア 知事が処分権限を有するものは、局長が、不利益処分事案送付書、証拠書類並びに聴聞調書又は弁明調書に基づき処分を決定する。

イ 保健所長が処分権限を有するものは、保健所長が、調査復命書、違反事実確認書、証拠書類及び弁明調書に基づき処分を決定する。

(2) 命令書の交付

命令書は、原則として、知事が処分権限を有するものは、健康安全部長が、保健所長が処分権限を有するものは、保健所長が、当該業者又は当該営業に責任のある地位にある者に手渡すとともに、受領書を徴すること。

(3) 処分期間中の措置

監視員は、処分期間中のものについて、処分の内容に違反していないかを随時確認すること。

(4) 処分の記録及び報告

ア 監視員は、処分期間中又は処分期間終了時の確認を行った場合、速やかにその状況及び結果を保健所長に報告すること。

イ 保健所長は、処分があったときは、その違反内容、命令書交付年月日、改善状況及びその他必要な事項を営業台帳に記載する。

ウ 保健所長は、処分の履行が終了したとき、その経過及び改善状況を関係書類を添えて局長へ報告（様式第12号）すること。

10 告発

(1) 告発の手続き

告発は、告発状に次の関係書類を添付し正副2通のうえ、最寄りの捜査機関あて送付するものとする。保健所の場合は、正本の写しを局主管課に送付し、その結果が判明次第、書類をもって報告すること。

ア 違反事実報告書

業者の本籍、住所、氏名、生年月日、営業種別、違反事実、違反の動機、発生日月、発生場所、違反発見後、事犯に対して取った措置等を詳述し、責任の帰属する点を明らかにすること。

イ その他の証拠書類

現場写真（台紙にはり、捺印、撮影年月日、撮影者氏名を明記のこと。）命令書写、検査成績書、始末書、答申書、違反事実調査報告書、その他証拠となる書類、物件等違反事実を十分確認できるものを整備し、かつ、書類作成者は署

東京都環境衛生関係不利益処分取扱要綱実施要領

名、捺印すること。

附 則

この要領は、昭和50年12月1日から施行する。

D
動
②
六
四

三
九
三
六

様式第1号

年 月 日

違反事実確認書

殿

営業所名称

営業所所在地

営業者氏名 _____ ㊞

D
動
②
四
五

年 月 日 保健所係員の立入

検査の際、下記の事項が法令に違反して
いたことを認めます。

記

三
九
三
七

1 違反事実の内容

2 違反発見時及びその内容

(表)

様式第2号

番 号

営 業 停 止 命 令 書

営業者住所
営業者氏名

法 第 条 第 項 の 規 定 に 基 づ き 、

下 記 の と お り 営 業 停 止 を 命 ず る。

年 月 日

印

記

- 1 営業停止施設
所在地
種別及び名称
- 2 営業停止期間

日間
年 月 日から
年 月 日まで

- 3 処分の事由及びその原因と認められる具体的かつ詳細な違反行為

D
動
②
六
四

三
九
三
八

(裏)

〔教 示〕

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

D
動②
六四

三
九
三
九

(表)

様式第3号

番 号

業 務 停 止 命 令 書

住所

氏名

(年 月 日生)

法 第 条 第 項 の 規 定 に 基 づ き 、

下 記 の と お り 業 務 停 止 を 命 ず る。

年 月 日

㊟

記

- 1 氏 名
- 2 現住所
- 3 本 籍
- 4 免 許
種類及び番号 師免許第 号
取得年月日 年 月 日
- 5 業務停止期間
日間
年 月 日から
年 月 日まで
- 6 処分の事由及びその原因と認められる具体的かつ詳細な違反行為

D
動
②
六
四

三
九
四
〇

(裏)

〔教 示〕

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

D
動②
六
四

三
九
四
一

(表)

様式第4号

番 号

閉 鎖 命 令 書

営業者住所
営業者氏名

法 第 条 第 項 の 規 定 に 基 づ き 、

下 記 の と お り 業 務 停 止 を 命 ず る。

年 月 日

④

記

1 閉鎖施設

所 在 地
種別及び名称

2 閉鎖期間

日間
年 月 日から
年 月 日まで

3 処分の事由及びその原因と認められる具体的かつ詳細な違反行為

D
動
②
六
四

三
九
四
二

(裏)

〔教 示〕

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

D
動②
六
四

三
九
四
三

(表)

様式第5号

番 号

営 業 許 可 取 消 命 令 書

営業者住所

営業者氏名

法 第 条 第 項 の 規 定 に 基 づ き 、 下 記
の と お り 営 業 許 可 の 取 消 を 命 ず る。

年 月 日

㊟

記

- 1 営業許可取消施設
所在地
種別及び名称
- 2 許可番号及び年月日
第 号 年 月 日
- 3 処分の事由及びその原因と認められる具体的かつ詳細な違反行為

D
動
②
六
四

三
九
四
四

(裏)

〔教 示〕

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

D
動②
六
四

三
九
四
五

(表)

様式第6号

番 号

免 許 取 消 命 令 書

住 所
氏 名

(年 月 日生)

法 第 条 第 項 の 規 定 に 基 づ き 、

下 記 の と お り 免 許 の 取 消 し を 命 ず る。

年 月 日

㊟

記

- 1 免 許
種類及び番号 師免許 第 号
取得年月日 年 月 日
- 2 本 籍
- 3 住 所
- 4 氏 名
- 5 処分の事由及びその原因と認められる具体的かつ詳細な事項

D
動
②
六
四

三
九
四
六

(裏)

[教 示]

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

D
動②
六
四

三
九
四
七

(表)

様式第7号

番 号

使用禁止(制限)命令書

営業者住所

営業者氏名

法第 条第 項の規定に基づき、下記のとおり施設の使用禁止(制限)を命ずる。

年 月 日

㊟

記

1 使用禁止(制限)施設

所在地

種別及び名称

2 使用禁止(制限)箇所及び内容

3 使用禁止(制限)期間

日間

年 月 日から

年 月 日まで

4 処分の事由及びその原因と認められる具体的かつ詳細な違反行為

D
動
②
六
四

三
九
四
八

(裏)

〔教 示〕

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

D
動②
六四

三
九
四
九

(表)

様式第8号

番 号

改 善 命 令 書

営業者住所

営業者氏名

法第 条第 項(条例第 条第 項)の規定に基づき、下記のとおり改善を命ずる。

年 月 日

㊞

記

1 改善施設

所 在 地
種別及び名称

2 改善事項

3 改善期間

年 月 日まで

D 動
② 五八・九

三九五〇―三九六〇欠

(裏)

〔教 示〕

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

D
動②
六四

三
九
六
一

様式第9号

年 月 日

殿

㊤

不利益処分事案送付書

下記のとおり違反事実がありましたので、法第 条に基づき営業停止(許可取消、使用制限、使用禁止、免許取消、業務停止、その他)処分を相当と認め、関係書類を添え事案送付いたします。

記

1 違反施設

営業所名称

営業所所在地

営業の種類

許可年月日

営業者氏名

(年 月 日生)

2 事実の種類

3 事実の発生日

4 事実の概要

5 従前の行政処分及び違反の有無とその内容

6 事実に対する措置

7 証拠書類

の調査書 通

の答申書 通

8 情 状

9 意 見

10 そ の 他

D
動
②
五
八
・
九

三
九
六
二

様式第10号

年 月 日

違反事実確認報告書

保健所長 殿

_____保健所
環境衛生監視員 _____ ㊟

下記のとおり違反事実を確認したので報告します。

記

- 1 調査日時 _____ 年 月 日
午前(午後) _____ 時 分
- 2 営業所所在地 _____
- 3 営業者住所 _____
- 4 営業者氏名及び生年月日 _____
- 5 営業の種別 _____
- 6 違反発見の動機、年月日及び概要 _____
- 7 違反事実 _____
- 8 措 置 _____

D
動
②
五
八
・
九

三
九
六
三

様式第11号

環 境 衛 生 注 意 (指 導) 票

第 号

年 月 日

_____保健所
環境衛生監視員_____㊟

あなたの営業所について、本日検査をしたところ、下記のとおり
注意します。指示された不適箇所が改善され
ない場合は処分されることがあります。
不適の点があるので { 月 日 時まで本票と印鑑持参のうえ、
当保健所衛生課環境衛生担当までおいでくだ
さい。

施 設 名 _____ 業 種 _____

所 在 地 _____

経 営 者 氏 名 _____

事 項 _____

上記の事実を確認します。

年 月 日

氏 名 _____㊟

係員の求めに応じて何時でも提出できるよう大切に保存してください。

D
動
②
五
八
・
九

三
九
六
四

様式第12号

第 号
年 月 日

殿

㊟

不利益処分の履行状況について(報告)

年 月 日付 第 号で通知のあったこのことについて、
下記のとおり確認したので報告します。

記

1 営業者住所氏名

住 所

業 種

氏 名

D
動
②
五
八
・
九

2 処分内容

三
九
六
五

(1) 処分 () 期間
年 月 日から 年 月 日まで 日間

(2) 違反内容

3 調査確認月日

月 日(曜 日)	確 認 事 項	確 認 者 氏 名

4 違反事項に対する措置

5 その他（衛生教育等）

D
動
②
五
八
・
九

三
九
六
六
一
四
〇
〇
〇
欠